

## B 専門的・技術的職業従事者

高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事するもの、及び医療・教育・法律・宗教・芸術・その他の専門的性質の仕事に従事するものをいう。

この仕事を遂行するには、通例、大学・研究機関などにおける高度の科学的訓練・その他専門的分野の訓練、又はこれと同程度以上の実務的経験あるいは芸術上の創造的才能を必要とする。

### 05 研究者

公的研究機関、大学附置研究所又は企業の研究所・試験所・研究室などの試験・研究施設において、自然科学、人文・社会科学の分野の基礎的又は応用的な学問上・技術上の問題を解明するため、新たな理論・学説の発見又は技術上の革新を目標とする専門的・科学的な仕事に従事するものをいう。

この仕事を遂行するには、通例、大学（短期大学を除く）の課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識を必要とする。

ただし、大学附置研究所などの研究者のうち、講座を有するものは中分類〔19〕に分類される。

#### 051 自然科学系研究者

研究所・試験所・研究室などの試験・研究施設において、理学・工学・農学・医学・薬学などの自然科学に関する専門的・科学的な知識と技術をもって、科学技術に関しての新知識を得るために又は製品及び生産・製造工程などに関する開発や技術的改善を図るために、これらについての固有の研究テーマをもって、専ら試験・研究の仕事に従事するものをいう。

ただし、研究所・試験所・研究室などの研究施設において、専ら試験・研究に関連する技能的な仕事に従事するものは大分類H〔生産工程従事者〕の該当する項目に分類される。

○地球物理学研究員；物理学研究員；化学研究員；食品化学研究員；低温科学研究員；数学研究員；統計数理研究員；金属材料研究員；機械工学研究員；電気・電子工学研究員；通信工学研究員；繊維工学研究員；土木工学研究員；建築工学研究員；情報工学研究員；農学研究員；畜産研究員；動物学研究員；林学研究員；植物学研究員；水産学研究員；バイオテクノロジー研究員；医学研究員；獣医学研究員；血液研究員；薬学研究員；製糸研究員；地質研究員；地震研究員；天文研究員；気象研究員

×技術者〔06～11の該当する項目〕；大学教授〔198〕；大学附属研究所教授〔198〕；検査

## 16 社会福祉専門職業従事者

福祉事務所、児童相談所、更生相談所、婦人相談所、社会福祉施設及び福祉団体等において、専門的調査・判定、相談、保護、教護、援護、育成、更生、介護計画等の仕事に従事するものをいう。

### 161 福祉相談指導専門員

福祉事務所、児童相談所、更生相談所、婦人相談所において、専門的調査・判定、相談、助言、指導の仕事に従事するものをいう。

○査察指導員；心理・職能判定員；児童相談所長；福祉司；母子・婦人・家庭相談員；社会福祉主事；ケースワーカー；婦人相談指導員

×障害者支援施設等施設長・職業指導員〔162〕；老人福祉施設長・生活指導員〔162〕；社会福祉協議会専門職員〔169〕

### 162 福祉施設指導専門員

児童福祉施設、障害者支援施設、老人福祉施設等の福祉施設において、専門的な保護、自立支援、援護、育成、介護の指導の仕事に従事するものをいう。

○老人福祉施設長・生活指導員；障害者支援施設等施設長・職業指導員；児童自立支援施設児童自立支援専門員・児童生活支援員（施設長を含む）；児童福祉施設長・児童指導員・児童厚生員；福祉施設職業指導員；母子生活支援施設寮母・寮父；母子指導員

×社会福祉法人役員〔029〕；査察指導員〔161〕；社会福祉主事〔161〕；保育所保育士〔163〕；障害者支援施設等寮母・寮夫〔361〕

### 163 保育士

児童の保育・保護の仕事に従事するものをいう。

○保育所保育士；幼稚園保育士；こども園保育士；肢体不自由児施設保育士；乳児院保育士；ろう（聾）・あ児施設保育士；重症心身障害児施設保育士；一時保護所保育士；知的障害児通園施設保育士；児童養護施設保育士

×児童福祉施設長・児童指導員・児童厚生員〔162〕；幼稚園教諭〔191〕；障害者支援施設等寮母・寮夫〔361〕

### 169 その他の社会福祉専門職業従事者

社会福祉協議会等の福祉団体・保護観察所などにおいて、専門的な相談、指導、助言

など小分類〔161～163〕に含まれない専門的・技術的な社会福祉の仕事に従事するものをいう。

○社会福祉協議会専門職員；その他の福祉団体専門職員；福祉作業所長；保護観察官；心理カウンセラー(福祉)；介護支援専門員(ケアマネージャー)

×社会福祉法人役員〔029〕；社会福祉主事〔161〕；老人福祉施設長・生活指導員〔162〕；障害者支援施設等施設長・職業指導員〔162〕

## E サービス職業従事者

個人の家庭における家事サービス、介護・身の回り用務・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、及び他に分類されないサービスの仕事に従事するものをいう。

### 35 家庭生活支援サービス職業従事者

個人の家庭において、調理・育児・洗濯・掃除・介護などの生活を支援するためのサービスの仕事に従事するものをいう。

ただし、技能的又は専門的な仕事に従事するものは、それぞれ該当する項目に分類される。

#### 351 家政婦（夫）、家事手伝い

個人の家庭又は個人などの求めに応じて、調理、洗濯、掃除、介護を要する者に対する入浴・食事等の世話などの仕事に従事するものをいう。

ただし、個人家庭などに派出し、看護業務に従事するものは小分類〔133〕に、調理、洗濯、掃除、子守りなどの単一の仕事にのみ従事するものは小分類〔359〕に分類される。

○家政婦（夫）；家事手伝い；お手伝い；ハウスキーパー；ハウスメイド；派出婦（夫）  
×派出看護師〔133〕；料理人（個人家庭）〔359〕；洗濯人（個人家庭）〔359〕；庭掃除人（個人家庭）〔359〕；ホームヘルパー〔362〕；ハウスクリーニング職〔712〕

#### 359 その他の家庭生活支援サービス職業従事者

ベビーシッター、洗濯人など小分類〔351〕に含まれない家庭生活支援サービスの仕事に従事するものをいう。

○執事；別荘番；料理人（個人家庭）；洗濯人（個人家庭）；庭掃除人（個人家庭）；ベビーシッター

×家庭教師〔244〕；自家用乗用自動車運転者〔612〕

## 36 介護サービス職業従事者

医療施設、福祉施設等において入所者及び通所者に対し、又は、在宅介護サービスを提供する団体等からの指示等により、介護を必要とする者の居宅を訪問し、その者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護の仕事に従事するものをいう。

### 361 介護職員（医療・福祉施設等）

医療施設、福祉施設、老人福祉施設等において入所者及び通所者に対する入浴、排せつ、食事等の介護の仕事に従事するものをいう。

○介護職員（医療・福祉施設等）；障害者支援施設等寮母・寮父、老人福祉施設寮母・寮父

×老人福祉施設長・生活指導員〔162〕；母子生活支援施設寮母・寮父〔162〕；保育所保育士〔163〕；ホームヘルパー〔362〕

### 362 訪問介護従事者

在宅介護サービスを提供する団体等からの指示等により、介護を必要とする者の居宅を訪問し、その者に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する仕事に従事するものをいう。

○訪問介護員；ホームヘルパー

×家政婦（夫）〔351〕；介護職員（医療・福祉施設等）〔361〕

# 日本標準職業分類一般原則

## 第1項 用語の意義

### (1) 仕事

職業分類において仕事とは、一人の人が遂行するひとまとまりの任務や作業をいう。

### (2) 報酬

職業分類において報酬とは、賃金、給料、利潤（個人業主）その他名目のいかんを問わず、労働への対価として給されたものをいう。なお、賃金・給料等には、現物（自家生産物を除く。）を含む。

したがって、次のような収入は、報酬に当たらない。

ア 利子、株式配当、家賃、間代、小作料、権利金等の財産収入（ただし、アパート経営、貸金等により労働の対価として得ている場合を除く。）

イ 恩給法、生活保護法、厚生年金法、国民年金法、雇用保険法等の社会保障制度に基づく収入又はその他の年金収入

ウ 小遣い、仕送り金等の贈与

エ 競馬、競輪、競艇、パチンコ等の配当又は景品

オ 預貯金引出、保険金受取、借入、不動産等の売却による収入

カ 自己所有の株券等の売買差益による収入

キ 学生・生徒が受ける奨学金等の学資金

ク 職業訓練施設において、職業訓練生が受ける訓練手当・褒賞金

### (3) 職業

職業分類において職業とは、個人が行う仕事で、報酬を伴うか又は報酬を目的とするものをいう。

ただし、自分が属する世帯の家業に従事している家族従業者が行う仕事は、報酬を受けているかどうかにかかわらず、一定時間（例えば、一日平均2時間、あるいは通常の就業者の就業時間の3分の1以上の時間等）当該仕事に従事している場合には、その仕事を職業とみなす。

したがって、次のような仕事は、職業に当たらない。

ア 自分が属する世帯のため、家事や家庭菜園の作業を行う場合又は留守番等を行い小遣いを得た場合

イ P T A ・子供会の役員、社会福祉活動、ボランティア活動等のように無給の奉仕活動に従事している場合

また、窃盗、恐喝、とばく、売春、密輸等の違法行為及び公序良俗に反する行為並びに受刑者の行う仕事は、いずれも職業とはみなさない。

(4) (1)から(3)までに定めるもののほか、この職業分類において使用する用語は、統計法（平成19年法律第53号）において使用する用語の例による。

分類は、財・サービスの生産に直接かかわるものであり、これらの大分類間の優先順位はないものとする。

E - サービス職業従事者

F - 保安職業従事者

G - 農林漁業従事者

H - 生産工程従事者

J - 建設・採掘従事者

K - 運搬・清掃・包装等従事者

I - 輸送・機械運転従事者

B - 専門的・技術的職業従事者

D - 販売従事者

A - 管理的職業従事者

C - 事務従事者

(注5) 大分類符号がIからCまでの大分類の職業は、大分類符号がEからKまでの大分類の職業が行う財・サービスの生産活動を管理・支援し、又は生産された財を流通させる仕事と考える。

b 一つの大分類内又は中分類内の複数の分類項目に該当する場合

(a) 該当する複数の分類項目が、生産工程における組立て及び検査又は飲食物の提供における調理及び給仕のように、一つの財・サービスを生産する過程における異なる段階である場合は、主要な段階又は最終の段階に該当する分類項目による。

(b) (a)により難しい場合は、該当する複数の分類項目の中で、十分な業務遂行のために必要となる経験年数、研修期間等が最も長い分類項目による。

### (3) 資格及び見習い等の取扱い

ア 公的資格又はこれに準じた資格を要件とする仕事については、原則として、当該資格の名称をもって分類項目としていることから、有資格者のみを当該分類項目に該当するものとする。ただし、会計士補は小分類 181 公認会計士に分類する。こうした仕事に関する無資格の見習い、助手、補助者等は、有資格の本務者と同じ内容の仕事はできず、異なる仕事を行っているものとみなし、有資格の本務者とは別の仕事の内容に即した分類項目に決定する。

イ 公的資格又はこれに準じた資格を要件としない仕事であって無資格の見習い、助手、補助者等が行う仕事については、その内容が本務者のものと類似している場合には本務者と同じの分類項目に決定し、その内容が本務者のものと異なる場合には、その内容に即した分類項目に決定する。

### (4) その他の特殊な取扱い

ア それぞれの職業の一般従事者と同じ仕事に従事する傍ら管理的な性質の仕事にも従事している職場のリーダー、スーパーバイザー、責任者等の仕事は、当該一般従事者の仕事に応じて決定する。ただし、第4項(2)イの基準に照らして大